

令和3年(2021年)3月4日

長野県知事 阿部 守一 様

長野県社会福祉審議会
委員長 中島 豊



無料低額宿泊所の設置管理基準について(答申)

平成31年(2019年)4月26日付け31地福第52号で諮問のありましたこのことについて、別添のとおり答申します。

記

無料低額宿泊所が貧困ビジネスの温床とならないよう、社会福祉士等福祉分野での権利擁護の専門職を配置するとともに、施設において利用者への助言等が適切に実施できるよう支援すること。

保護施設専門分科会における無料低額宿泊所基準条例検討結果についての報告

1 制定の理由

社会福祉法の一部改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を条例で定める。

2 無料低額宿泊所とは

- ・生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設（学生下宿や社員寮、簡易宿泊所、旅館、古アパート等を改装したものが多い）
- ・全国に 570 施設（運営主体：NPO 法人 401、営利法人 76、社会福祉法人 40、その他 53）
- ・長野県内に該当施設なし

3 法改正の背景

生活保護受給者に劣悪な居住環境やサービスを提供しつつ、不相当な料金を保護費から支払わせる貧困ビジネスが社会問題化、火災等の事故発生もあり、その対応として規制強化を行う。

4 分科会における検討経過について

令和2年6月～7月	基準省令に基づく論点整理
令和2年8月	意見の集約（書面実施）
令和2年9月	第1回検討会の実施（書面実施）
令和2年10月	第2回検討会の実施（WEB会議）
令和2年11月	条例骨子案の取りまとめ

※骨子案については令和2年12月中にパブリックコメントが実施された（意見提出なし）

5 条例案の検討時における考え方

（1）基準省令で示された設備・運営面の基準で過不足がないか

【検討結果】基本的には満たされているため同じ内容とするが、下記事項を拡充・削除する

- ・入居者の安全確保のため、災害対策、衛生管理に係る具体的な対策を講じることを求める
- ・サービスの質を保つこと及び地域の実情から、居室面積の下限についての緩和措置（7.43㎡を4.95㎡に緩和）を削除

（2）他の社会福祉施設に係る既設条例の規定との統一性が確保されているか

【検討結果】他の条例に設けられている、県内産食材の利用促進を追加する

6 条例案の主な内容

事業範囲の 明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・入居対象者を「生計困難者に限定している場合」や「生活保護受給者が定員の概ね50%以上であり、居室使用料や共益費以外の料金を受領している場合」は、無料低額宿泊所に該当するものとして最低基準に基づく規制に服するものとする。
防火・防災 対策	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法及び消防法の規定を遵守した建築物や設備とする。消火器や自動火災報知設備の設置義務がかからない場合も防火にかかる設備の整備に努める。 ・非常災害対策の具体的な計画を立てるほか、避難訓練等を年1回以上実施する。
利用手続き ・利用料金 の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供等サービス内容や利用料金等を盛り込んだ運営規程を整備し、県に届出を行うとともに、施設内への掲示や公開を行う。 ・運営規程の内容を文書で説明し、利用契約を文書により締結する。
県独自基準	<ul style="list-style-type: none"> ・食事を提供する場合は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努める。 ・換気を十分に行うこと、熱中症を予防するための必要な対策を講ずるよう努める。 ・感染症、食中毒等の発生予防、発生時の対応の具体的な計画を策定するよう努める。 ・火災、震災、風水害、噴火等に対する具体的計画を作成し、年1回以上の定期的な避難救出訓練等の必要な措置を講ずる。

無料低額宿泊所基準条例の主な項目・内容

条数	項 目	基 準 の 内 容
3	事 業 の 範 囲	(報告書のとおり)
7	職 員 等 の 資 格 要 件	【施設長】 社会福祉士等の資格保有者又は社会福祉事業で2年以上の経験を有する者等 【職 員】 できる限り社会福祉士等の有資格者でなるよう努める 【暴力団員等の排除】 職員等は暴力団員等であってはならない
8	運 営 規 程	施設運営の重要事項に関する規程を定めなければならない
9	非 常 災 害 対 策	(報告書のとおり)
11	規 模	5人以上の人員を入居させる規模を有しなければならない
12	サテライト型住居の設置	本体施設と一体的に運営される附属施設(入居定員4名以下)を設置できる
13	設 備 の 基 準 1	(報告書のとおり)
	設 備 の 基 準 2	【必須設備】 居室、炊事設備、炊事場、洗面所、便所、浴室等 【必要に応じて整備】 共用室、相談室、食堂
14	職 員 配 置 の 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長は必置 ・提供するサービス内容に応じた適当数の職員を配置する
15	利 用 手 続 等 の 適 正 化	(報告書のとおり)
16	入 退 居	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の心身の状況や生活の状況等の把握に努める ・入居者が適切なサービスを受けられるように援助に努める
19	食 事	(報告書のとおり)
20	入 浴	1日1回の入浴機会を提供すること
21	状 況 把 握	1日1回以上の訪問等により入居者の状況を把握する
22	施 設 長 の 責 務	施設長は職員の管理、入退去の調整等の業務を行う
23	職 員 の 責 務	入所者からの相談に応じ、適切な助言及び必要な支援を行う
24	勤 務 体 制 等 の 確 保	勤務体制を整備し、職員研修の機会を確保する
26	衛 生 管 理 等	(報告書のとおり)
27	日 常 生 活 に 係 る 金 銭 管 理	原則、入居者本人の管理とし、金銭管理制度の活用を妨げない
29	秘 密 保 持 等	職員や退職者による秘密漏洩の禁止及び防止措置を実施する
31	苦 情 解 決	苦情受付窓口の設置など必要な措置を講じる、苦情を記録、保存する等
32	事 故 発 生 時 の 対 応	サービス提供による事故発生時に、県・家族等へ連絡し必要な措置を講じる